史跡・天然記念物「屋島」の現状変更に関するＱ＆Ａ（よくある質問と回答）

Ｑ１

屋島はいつから史跡や天然記念物になったのですか？

Ａ１

昭和９年１１月１０日に屋島の相引川以北の全半島部及び地先海面１００ｍが史跡及び天然記念物に指定されました。

Ｑ２

管理団体の意見書とは何ですか？

Ａ２

昭和９年１２月２１日に香川県木田郡屋島村（昭和１５年の合併により現在は高松市）が史跡・天然記念物「屋島」の管理団体に指定されました。管理団体の意見書は、管理団体である高松市が現状変更の内容について文化財保存の観点から意見を述べるものです。

Ｑ３

申請してから許可までの期間はどれくらいかかりますか？

Ａ３

法令等により高松市教育委員会に許可権限が委譲されているもの（Ｑ４参照）については、１～２週間を要します。

重大な現状変更（Ｑ６参照）については文化庁長官による許可となるため、事前の協議を含め少なくとも２～３か月を要します。

Ｑ４

高松市教育委員会が許可できるのはどんな案件ですか？

Ａ４

重大な現状変更（Ｑ６参照）に当たらない山麓平地地区における住宅等の建築、造成、木竹の伐採などで、保存管理基準（Ｑ５参照）を満たしているものです。

Ｑ５

保存管理基準とは何ですか？

Ａ５

史跡・天然記念物「屋島」の適正な保存管理を行うための基準として昭和５１年に香川県教育委員会が策定し、平成９年、１６年及び２９年に高松市教育委員会が関係法令等との整合性を図るため一部改訂を行ったものです。

※高松市ＨＰの以下のページから「保存管理基準・管理区分図」をダウンロードできます。
http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/bunka/yashima.html

Ｑ６
重大な現状変更とは何ですか？

Ａ６
次の①～④のいずれかに該当するものを重大な現状変更としています。
①文化財としての価値に重大な影響を与える行為
（主に山上地区及び傾斜地区での現状変更行為）
②1,000 ㎡を超える開発行為
③150 ㎡を超える木竹の抜根及び植栽行為
④国の機関等が行う法令に基づく行為等
（保存管理基準「個別考慮項目」1(1)～(7)、2(1)(2)）
重大な現状変更は文化庁との事前の協議が必要となりますので、計画の概要が決まり次第、早めに高松市文化財課まで御相談ください。

Ｑ７
現状変更の許可を受けずに工事をすると、どうなるのですか？

Ａ７
許可を受けずに行った史跡等の現状変更行為や保存に影響を及ぼす行為があった場合は、実施者に原状回復を求めることがあります。また、文化財保護法に罰則規定があり、同法第１９７条第１項第１号により５０万円以下の罰金に処せられます。許可の条件に従わなかった場合も同様です。

Ｑ８
家のリフォームを計画していますが、許可申請は必要ですか？

Ａ８
内装工事のみであれば、現状変更の許可申請は不要です。屋根や外壁について色や仕様等が変わる場合や、外構工事（境界フェンス、カーポートの設置等）は現状変更の許可申請が必要です。

Ｑ９
建物などの外観に関わることは全て現状変更の許可申請が必要なのですか？

Ａ９
日常の管理行為については、許可申請は不要です。（例：庭木の剪定、門扉の修繕など）

Ｑ１０

現状変更の許可を受けましたが、屋根の色を変えてもいいですか？

Ａ１０

許可を受けた内容から変更がある場合は計画変更書を提出し、承認を受ける必要があります。

Ｑ１１

外観の色はどのような色であれば許可されますか？使ってはいけない色はありますか？

Ａ１１

保存管理基準では具体的な色は定めていませんが、「周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと」が許可の要件となります。

Ｑ１２

掘削の深さは何メートルまで可能ですか？

Ａ１２

掘削深度については、「何メートルまで」という一律の基準は設けられていません。その土地の埋蔵文化財の包蔵状況や地層の堆積状況から個別に判断しています。なお、保存管理基準では、山上地区・傾斜地区・海面地区での地形変更は認めないこととしております。

Ｑ１３

申請書には押印が必要ですか？

Ａ１３

申請書には押印は不要です。

ただし、添付書類のうち所有者、占用者の承諾書及び委任状については押印が必要です。なお、実印ではなく認印で結構です。

Ｑ１４

添付書類の「キャビネ型写真」とは何ですか？

Ａ１４

約１６．５ｃｍ×１２．０ｃｍの大きさの写真のことです。Ａ４縦の用紙に上下２枚入る程度の大きさの写真をお願いします。

Ｑ１５

添付書類の「現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料」とは何ですか？

Ａ１５

主に山上地区や傾斜地区における現状変更で、工事場所や工法の選定理由について詳細な資料を添付していただくことがあります。

Ｑ１６

土地の所有は私と配偶者の共有名義になっています。配偶者の承諾書も必要なのですか？

Ａ１６

所有者全員の承諾書が必要です。配偶者の承諾書を添付するか、申請書に配偶者と連名で署名押印するか、いずれかの方法でお願いします。